

編集委員会 会議録

会議の名称	第7回 編集委員会（実質的な協議の6回目）
開催日時	平成20年7月13日（日）10時04分から17時45分
開催場所	川口市 第二庁舎 会議室
出席者	（委員長）鈴木編集員長 （委員）木岡委員、落合委員、石井委員、小島委員、碓委員 （オブザーバー）佐藤部会長（途中退席）、三宅部会長
会議内容	・川口市自治基本条例の素々案 （自治の定義、条例の名称、条例のスタイル、前文、基本理念、最高規範性、地域のビジョン（川口らしさ）、協働の定義、市民の責務、市民の権利、市民の役割）、市民参加・協働、市政へのアクセス手段・市民提案制度、住民投票）
会議資料	・各部会からの提案とりまとめ資料 ・各部会長の回答
発言内容	<ul style="list-style-type: none"> ・先日の運営調整部会において、9月14日に市民向けフォーラムを開催することが確認された。 ・この時に条例の素案を提出したいとのことであったが、スケジュール的には非常に厳しいものがある。（以上、委員長） ・タイトなスケジュールのなかで、今後の進め方についてどのように考えているのか。 ・市政やまちづくりへの無関心層が、自治基本条例を見て川口は変わっていくかもしれないと思わせるような条例を目指したい。そうした条例は、声の大きな人の意見だけで作るのは危険だと思うので、丁寧に進めていきたいと考えている。さらに、時間切れが懸念されるなかで、あたりさわりのないまとめ方はしたくないと思っている。（委員長） ・進め方について特に異論はないが、本日のアジェンダ（議事日程）も条例の入り口に留まっているので、果たして最後まで議論できるのかを懸念している。条例の各論点について、編集委員会で一通り議論し、各検討部会に戻ることが重要ではないかと思う。

・ご指摘の通りである。できれば、本日は最後まで論点をカバーしたい。
(委員長)

「自治」の定義

- ・自治基本条例は、他の条例に対して、憲法的な働きを期待するものであるため、敢えて「自治」を規定しなくてもいいと思っている。
- ・また、「自治」は場面場面で大きく変わるものだと考えられるので、本文に言葉（自治）が出てくるのは問題ないが、定義や名称に「自治」は要らないと考えている。
- ・「自治」の考え方が人によって違うと思うので、定義することによって市民の自由な解釈を妨げてはいけないと思っている。さらに、憲法にも「自治」の本旨については定義していない。
- ・「自治」について多くの市民が能動的ではないと思うので、多くの市民に意識してもらうためには、「自治とは何か」という説明が必要だと思う。確かに定義というと硬い感じがするが、「自治」という言葉を理解してもらいたい人に向けて説明する必要はあると思っている。
- ・「自治」について情報発信することを考えれば、定義があったほうが説明しやすいと思うがどうか。(委員長)
- ・「自治」の基本を定めるのが自治基本条例であるので、他の条例に比べて「親」の立場にあると思う。ただし、「自治」のイメージは、憲法にあるくらい曖昧なものでいいと思っている。その意味では、「自治」について定義する必要はないと思う。
- ・本日欠席の委員からは、「定義すると市民の解釈を妨げるため必要がない。しかし、定義するのであれば、包括的な内容とするべきではないか。」という意見をいただいている。(委員長)
- ・「自治」を定義しようとする、多様なもの（定義）が考えられるので、混乱を避けるためにも包括的な内容がいいと思う。
- ・条例の本文中に「自治」という言葉が出てきた際、必要に応じて補足す

ればいいのではないか。

- ・「自治」を定義するかどうかは、自治基本条例の基本的な性格に影響を与えらると思う。つまり、行政への統制を重視するのであれば「市民」の定義が重視されるだろうし、まちづくりについて強調するのであれば「自治」について言及する必要が発生すると考えている。
- ・個人的には、「自治」という言葉にそれほどの思い入れがない。ただし、今後、情報発信する場合に言葉の説明は必要だと思う。「自治とは何か」と聞かれた時に、少なくとも共通して答えられるようにするべきだと思う。
- ・とりあえず、「自治」については包括的な表現がいいということなので、事務局に案を作成してほしいと思う。条文に入れるパターンと、説明に入れるパターンとを用意していただきたい。

(委員長)

条例の名称

- ・名称について、ただ基本条例というだけでは、何のための基本条例かがよく分からない。「自治」の基本を定めた条例であることを明示するためにも「自治基本条例」がよいと思うがどうか。
- ・「自治」という言葉には、全ての市民の幸福追求という意味が込められているはずだ。従って、名称を「自治基本条例」とすることで、逆に包括的な条例であることが示されるのではないか。
- ・憲法的な性格を想定するならば、「自治」ではなく、川口市の全ての基本ということで、「川口市基本条例」がよいと思う。
- ・「自治」を意識しながら生活している市民はほとんどいないと思う。「自治」に拘らず、川口の全てに関する条例ということで「川口市基本条例」がいいと思う。(委員長)
- ・市民が自主的な意志で(地域を)治めるというのが「自治」の定義であり、この仕組みを定めるのが「自治基本条例」だと思っている。

- ・「自治」という言葉を入れない、定義しないことによって、市民の「自治」に関する認識を深めてもらうせっかくの機会を逸してしまうのではと思う。
- ・50万人都市である川口市は、市長や議会による代表制民主主義が前提となるが、地方自治法では、住民の総会において意志決定がなされる「自治」の姿も示されている。
- ・「基本条例」という名称にしたほうが、全ての条例の基本となる点が強調されると思う。例えば、ドイツの憲法は「ボン基本条例」となっている。
- ・第4検討部会の言うように、自治基本条例は全ての基本となる条例であると思うので、我々も「川口憲法条例」という名称を検討したことがあったが、これでは何の基本なのか分かりにくいとの指摘があった。
- ・「自治基本条例」という名称にした場合、「自治」という言葉が他の条例全てに影響を与えるとは、一般的には考えにくいと思う。
- ・策定委員会の設置趣旨を踏まえる必要があるのではないか。それを逸脱した議論はそもそも編集委員会に授権されていないと思う。
- ・もう1つは名称について、これまで川口市民には仮称であるが「自治基本条例」として示してきているため、変更するのであればきちんとした理由を示す必要がある。個人的には、「自治基本条例」が分かりやすいと思っている。
- ・また、「自治の定義」については、設けたほうが良いと思っている。ただし、学術的なものではなく、小学生や一般市民（委員会に関与していない）でも分かるように説明したほうが良いだろう。
- ・自治基本条例が市政全体に関わるということは、名称ではなく条文の中で表現すれば良いと思う。
- ・さらに、各委員が自治基本条例に期待していることも、十分議論した上で条文に盛り込まれることを願っている。（以上、オブザーバー）
- ・他の自治体と違う条例にしたほうが良いという発想があると思う。他と似た条例ができた場合、大型量販店が川口市にもやってきたというような印象を持たれてしまう点を危惧している。
- ・名称については、「憲法条例」という表現は可能だと思われる。

- ・また、定義を設けると分かりやすくなるという反面、他の条例に最高規範として影響を与えることを意図するのであれば、厳密な定義を設けると色々と問題が発生することも考えられる。例えば、住民投票条例が後に制定された場合、自治基本条例で市民の範囲の中に事業者や住民票を持たない人を入れていたら、住民投票の対象に事業者等も入ってしまうと考えられる。
- ・自治基本条例は、明日からの市政が即変わるということを期待するものではないと思う。言わば、漢方薬のようにじわじわ効いてくるのが自治基本条例だと思っている。(以上、オブザーバー)
- ・市民への情報発信を考えた場合、どうしても言葉についてはきちんと説明したいと考えてしまう。(委員長)
- ・確かに、「市民」や「自治」などの言葉について、共通の説明ができるようにしておきたいというのは理解できる。しかし、定義ではなく解説で言及してもいいのかなと思われる。

- 名称については審議未了 -

条例のスタイル

- ・今日のアジェンダの1つにあるが、条例のスタイルとは何か。
- ・条例を詳細なものにするのかシンプルにするのか、「ですます調」にするのかどうか、構成はどうするのか、といったものを幅広く表現したものである。(委員長)
- ・第4検討部会では、市民に親しみやすい条例というコンセプトでこれまで検討してきた。表現自体を分かりやすくする、詳細な規定は個別条例に委ねる、定義は設けない、条文そのものは短く、項目を多く設けない(読む気をなくさせることをしない)似たような概念を条文の中で多用しない、体系化に拘って分かりづらくしないなどを議論してきた。
- ・言い換えれば、メタボリックな条例ではなく、スリムな条例にしたいということだ。

- ・第2 検討部会は、特に構成については拘っていない。また、第2 検討部会では「協働」をメインに検討してきたので、他の部会に比べると検討していない項目が多々ある。こうした点は、他の部会の議論を参考にさせていただきたいと思っている。
- ・分かりやすい条例という提案には賛成だが、必要な項目はしっかり掲載しないと、逆に何を規定しているのか分からなくなってしまうと思う。「ですます調」についても基本的には賛成である。分かりやすく個性を持たせるという観点からもいいと思っている。さらに、詳細な規定は個別条例に任せるといった提案にも賛成である。
- ・分かりやすくすること、文章を簡易にすることには全く同感である。ただし、分かりやすさは文章の短さで担保されるものではないと思う。中身については、必要なものはきちりと書くことが必要だと思っている。文章はできるだけ短くしたいが、必要なものを盛り込むことによって長くなっても仕方がないと思っている。
- ・第1 検討部会の体系については、「市民が主人公」を発端として各項目をストーリー立てているので、提案内容（体系）には拘りがある。
- ・体系について、第5 検討部会では、まず市民に関する規定が先にきて、それから市長、議会と展開している。また、分かりやすい条例という提案には同感であるが、分かりやすさの追求がそのまま簡潔な条例となるというわけではないと思っている。また、他の条例や条文で言及されていたとしても、再度述べていくことが必要と判断されるものについては、重複もありだと思っている。
- ・単なる理念ではなく、実効性のある条例にすべきだと思っている。そのため、第3 検討部会では、行政についてかなり詳細な規定を設ける提案をしている。（委員長）
- ・市政運営において極めて重要な事項については、自治基本条例に規定すべきだと思う。例えば、住民投票については、ご指摘のとおりで詳細な手続きは別途条例に委ねるべきであると思うが、自治基本条例に盛り込んで担保すべきだと思っている。
- ・詳細な仕組みが規定されてなくても、自治基本条例中に努力条項や何らかの制度を設けることを謳えば、それで実効性がある条例と言えるので

はないかと思っている。さらに、先ほどのアドバイスにもあったが、自治基本条例に即効性を求めてはいけないと思う。

- ・また、自治基本条例が仕組みを定めるものだとすれば、検証委員会を設けることを盛り込んでもいいが、何を検証するのかが難しいと思うがどうか。
- ・改善点をその都度見出して、問題提起していくのが検証委員会の役割だと思う。ご指摘のとおり難しい役割だと思うが、設ける必要はあると思っている。
- ・必要な項目については、自治基本条例中でも詳細に規定するべきだという意見と、詳細なものは基本的に個別条例に委ねて、自治基本条例は可能な限りシンプルなものとするべきだという意見に分かれたが、この点は個々の項目を議論していく中で、再度議論したいと思う。(委員長)

前文

- ・前文については、第1検討部会の提案を見極めたいと思うが、他の部会からも提案があるので、先ずそれぞれから意見を聞きたい。(委員長)
- ・第4検討部会では、基本的には前文は要らない、必要な事項は本文に盛り込むべきだと考えていた。ここで提案しているのは、「川口らしさ」を示すのであればということで、憲法の前文に倣って例として提案したものである。
- ・第5検討部会は「おやこ育ち」という言葉を前文に盛り込んでいる。違和感のある言葉かもしれないが、「おや」「こ」とは親の世代と子の世代ということで全市民を対象としている。
- ・第1検討部会では、「川口らしさ」を前文で表現しようとしており、それを川口市の歴史に立ち返って書き示している。また、前文だけを読めば、自治基本条例の理念や全体像が分かるようにしている。
- ・第3検討部会でも第1検討部会と同様に、川口市の歴史に立ち返ると同時に、自治の重要性や市民の幸福について書いている。
- ・小学校の授業で川口市の歴史について学ぶ場面があるが、こうした際に

自治基本条例の前文に歴史的経緯が書かれていると、前文をきっかけとして条例に親しんでもらうことができるかもしれないと思っている。また、職員が採用される際、宣誓する言葉として活用することなども考えている。(以上、委員長)

- ・第1 検討部会の前文案は大変素晴らしいと思う。また、第5 検討部会の「おやこ育ち」は、自ら言われていたとおり違和感を持たれるかもしれないが、基本的には各部会の提案(前文)は似通っていると思う。
- ・第1 の前文案は確かに素晴らしいが、かなり長いとも思っている。第4 の前文案のように、市民が主権者である点をもっと強調してもよいのではないか。
- ・「おやこ育ち」の理念の背景には、市民が責任や努力をもって市政に参加していこうという考え方がある。この考え方を、分かりやすい言葉で表現したのが「おやこ育ち」だ。
- ・親になっていない市民はたくさんいるし、子供がいない夫婦もいるため、人によっては差別的に感じることもあるだろう。
- ・確かに、説明がないと違和感を持たれるというのは問題かもしれない。我々としては、趣旨が他の言葉で表現できればそれでいい。
- ・第5 の前文案にある「1人1人が人間として持続的に学び、育ち、常識ある一市民として自覚を持つ」はかなりいいと思う。第4 の「市民に主権がある」に繋がれば、さらにいいものになると思うがどうか。
- ・ここで前文を作り込むというよりは、何を入れるかを決めればいいのではないか。
- ・個人的には、「常識ある一市民」という表現が気に入っている。
- ・一応、前文については方向性が確認できたので、事務局でたたき台を作成してほしいと思う。
- ・それでは、部会長にアドバイスをお願いしたい。(以上、委員長)

・第1の前文案はしっかりと作り込まれているので、カットするのは難しいと思うが、いま合意された方向性を踏まえて、議論していただきたい。
(オブザーバー)

- 昼食休憩 -

基本理念(ここから市の法制担当がアドバイザーとして参加する。)

・第2検討部会は、理念については十分な議論をしなかったので、他の部会の議論を参考にしたいと思う。

・第4検討部会の意見は、他の部会と横並びで比較するために理念のところに掲載しているが、もともとは「川口全体の目標、課題、理念」ということで、「地域のビジョン」に掲載されていてもよい内容でもある。

・第5検討部会では、基本理念は「おやこ育ちの実現」とした。

・第1検討部会では、自治基本条例の目的と市民の権利を提案している。

・第3検討部会では、第4検討部会と同様、理念ではなく「地域のビジョン」で規定してもよいと考えているが、内容としては、市民の自治への主体的な取組みと意識改革、高い成果に向けた行財政運営を挙げている。行財政運営については、行政の理念として掲載してもいいと思う。

(委員長)

・条例の理念は分かりやすく短く表現して、細かな部分はそれ以降の項目に委ねたほうがいいと思う。

・第1検討部会としては、市民の権利について、どこかでしっかり謳うことができれば、基本理念で定めなくてもいいと思っている。

・では、基本理念は設けなくてもいいと思うか。(委員長)

・基本理念に相当するものは、前文や各項目で謳えばいいと考えており、特に設ける必要はないと思っている。

- ・凝ったものはいらないと思うが、「市民が主人公」といった条例に流れる価値観については、一文でもいいので基本理念で宣言してはどうか。
- ・札幌市の事例では、基本理念と基本原則をそれぞれ明確に分けて定義をしているが、川口の自治基本条例では、こうした方法を採用なくても各項目でしっかり謳っていれば、特出ししなくてもいいと思う。
- ・基本理念、基本原則、目的については、5部会とも大体同じことを言っているように思うので、まとめて表現したほうがいいのではないか。
- ・これまでの議論で確認された「市民が主人公」や「市民が市政を信託している」を簡便に表現すればいいのではないか。
- ・第3検討部会としても個別の規定で理念が謳えればいいのかと考えている。
(委員長)
- ・第5検討部会としても、前文などで世代間の話や市民の努力の必要性が書かれていれば、特に理念として特出ししなくてもいいと考えている。
- ・法規担当としては、理念等を設けないことの是非をどう考えるか。
(委員長)
- ・通常の条例の場合は、目的規定に基本理念や原則が入っていればいい。そして目的規定が1番目にくる。
- ・他市の自治基本条例は、目的以外に基本理念や基本原則を謳っているが、この場合の理念や原則というのは、条例自体の理念というよりは全市に関わる理念等として規定していると思われる。
(総務課)
- ・「最高規範性」を目的に入れた場合と、他の部分に設けた場合とでは違った意味合いになるのか。
- ・どこに設けるかというよりは、どう表現するかによると思う。(総務課)
- ・条例には必ず目的があるので、目的に基本理念等を集約して盛り込めばいいのではないか。

- ・「ねばならない」といった否定的に捉えられる表現はなるべく避けて、肯定的な表現としたほうが良いと思う。
- ・第3検討部会では、「ねばならない」という表現を敢えて多用している。理由としては、現在の行政運営に課題があることを前提としているので、甘く思われるような表現は避けて、敢えて強制力を持たせるような表現を用いている。(委員長)
- ・自治基本条例は、市民が行政をコントロールする条例でもあるため、必要に応じて「ねばならない」という表現は使うべきだと思うがどうか。
- ・様々な主体にやる気になってもらうという意味では、「ねばならない」が多用されていると意欲を減退させることにならないか。
- ・努力規定と義務規定をしっかりと使い分けるといった意見とあまり縛りつけないようにするという意見があったが、どちらも重要なことだと思っている。
- ・条例に使用可能な表現の中で、それぞれにどの程度の強制力があるのかを示してほしい。(以上、委員長)
- ・条例の実効性について、長期的に期待するものと短期的に必ず実施してほしいものとして表現(語尾)を使い分けてはどうか。
- ・それでは、基本理念、基本原則、目的は1つにまとめて目的とする。内容については、市民が主人公であること、それを前提に市政運営を行うことを必ず盛り込むこととし、各部会の提案を参考にしながら事務局にたたき台を作成してもらうこととする。
- ・それでは、部会長にアドバイスをお願いしたい。(以上、委員長)
- ・基本理念は抽象度が高いものにするのかどうか、基本原則はどのような内容にするのかなど、整理したほうが良いのではないか。(オブザーバー)
- ・基本理念には、参加の原則などの抽象度が高いものを設けていけば良いと思う。
- ・これまでの議論では、基本理念に盛り込む内容は各部会で若干イメージ

が異なっていると思う。(オブザーバー)

- ・それでは、議論を進めていく中で、基本理念として表現すべきものがあれば、そこでまた目的の議論に立ち戻ることとする。(委員長)

最高規範性

- ・「最高規範性」については、前回の議論を踏まえて事務局にたたき台を作成してもらった。
- ・法律上では条例に優劣はないとされており、法的な強制力は持たせられないが、運用上、最高規範としての効力を持つように明記している。たたき台では、自治基本条例の趣旨を「尊重する」という表現にしているが、こうした表現でも効力を持たせられるのか。(以上、委員長)
- ・自治基本条例には「最高規範性」が認められるので、それにそぐわない個別条例があった場合、法規担当としては改正を指導できる。(命令はできない。)(総務課)
- ・行政組織において、組織の一員である職員が条例で定められたことを守るのは当然のことである。(事務局)
- ・他の自治体では、自治基本条例の担当が変わった途端に条例の運用が心許なくなったという話を聞いた。また、市長が交代して自治基本条例の趣旨が守られなくなったという話も聞いている。(委員長)
- ・条例の制定権は議会にあるので、議会からの牽制が期待される。(事務局)
- ・強い意味合いを持たせたいので「尊重しなければならない」よりも「適合しなければならない」のほうがいいのではないかと。(委員長)
- ・ご指摘のとおり「適合」のほうが強いだろう。ただし、「適合」は具体的な規定同士の調整を謳う表現であり、「尊重」はその趣旨を踏まえていこうという表現である。いずれしても、その後の「しなければならない」という表現は最も強制力が強い。(総務課)
- ・「趣旨を尊重しなければならない」という意味では事務局のたたき台でい

いが、趣旨に基づいて制度等の変更を強く促すために、「適合しなければ
ならない」という表現で、再度事務局にたたき台を出してもらいたい。
(委員長)

- ・了解であるが、作成するなかで不都合が生じれば、事務局で修正することもあるだろう。
- ・また、前文については、第1検討部会の案はかなり作り込まれているので、事務局が改変するよりも本日の議論の趣旨を踏まえて第1検討部会にお任せしてはどうか。さらに、素案の段階では、前文は完成版でなくてもいいと考えている。(以上、事務局)
- ・第1検討部会で検討することに問題ないだろう。ただし、素案の段階でも完成しているならば、前文を全て提示したほうがいいと思われる。
- ・各部会からも思いの入った前文が提案されているので、各部会の了承が得られれば第1検討部会が作成主体ということにしたい。
- ・なお、「最高法規性」という表現があったが、法的な最高性が求められないので、「最高規範性」ということで進めていきたい。(以上、委員長)

地域のビジョン(川口らしさ)

- ・第5検討部会では、「おやこ育ち」というコンセプトに「川口らしさ」を求めている。
- ・「川口らしさ」は前文にも盛り込まれているため、敢えてここで規定しなくてもいいと思うがどうか。(委員長)
- ・第4検討部会では、「川口らしさ」などの必要な事項は前文ではなく本文に入れるべきだとして議論をしてきた。例えば、他の国の憲法を見ると、国のシンボルとなる国旗や首都の位置などは、前文ではなく本文に書かれている。このように市のアイデンティティは重要であるとして、本文に規定することを提案したものである。(オブザーバー)
- ・第2検討部会では、未来の話、すなわちビジョンを提示している。自治基本条例では、自治の基盤を作ることとすることながら、将来(理想)像を示すこともその意義の1つにあると思う。

- ・「川口らしさ」とは、川口の歴史等を示すことも必要だと思うが、他の自治基本条例にない規定、例えば「危機管理」や「コンプライアンス」といった規定を設けていることも「らしさ」と言っていると思う。こうした観点から第1検討部会では、川口の過去の災害の歴史を踏まえて危機管理の規定や政党がベースとなった議会運営の歴史があることから政党に関する規定を提案している。
- ・第3検討部会では、条例自体が川口らしい実効性のある条例という考えから、「地域のビジョン」は設けていない。(委員長)
- ・第2検討部会では、総合計画でハード的なビジョンが示されているので、ソフト的なビジョン(地域のビジョン)を条例で示すこととした。目標に向かって様々な仕組みを確立していくという一連をストーリーとして描きたい。
- ・「地域のビジョン」は載せるという意見が多いようだ。(委員長)
- ・「地域のビジョン」と「川口らしさ」とは異なる。「川口らしさ」は、条文全体で担保していけばいいのではないかな。
- ・川口の成り立ちや歴史については言及する必要があると思うが、ビジョンに入れる必要はないと思う。
- ・歴史については、前文に載せればいいのではないかな。
- ・それでは、「地域のビジョン」については、第1検討部会と第2検討部会の提案している内容に第4検討部会の基本理念(比較表)を加えたものとする。(委員長)
- ・条例の中に政策課題を詳しくビジョンとして示す必要はないと思う。それらは市の計画に基づく施策展開のなかで既に対応されているので、敢えて載せるならば、環境保全や災害対策など、市民が広く共有している政策課題に限定するべきだと思う。
- ・既に行政が対応していることと掲載しなくてもいいこととは、イコール

にならないと思うがどうか。

- ・それでは、「地域のビジョン」は先ほどのとおり第1、第2、第4部会の提案を踏まえて規定する。また、歴史に言及した「川口らしさ」についても、第4部会の提案を参考に規定することとしたい。(委員長)

その他の定義

- ・「市民」の定義について、前回の議論を踏まえて事務局にたたき台を作成してもらった。
- ・「自治」の定義については、先ほど、定義するとしても包括的な内容にするということで一致したが、本文に定義として載せるのか、本文には載せず逐条解説で言葉の説明をするのかで見解が分かれた。
- ・「協働」、「まちづくり」、「市民参加・参画」についてはどう考えるか。(以上、委員長)
- ・「協働」は重要な考え方でありながら分かりにくい言葉であるため、定義しておいたほうがいいと思う。
- ・また、「まちづくり」というとハード的な印象があるので、今後のソフト的な考え方は「まちづくりのビジョン」としてはどうか。
- ・「市民参加・参画」については、その違いを説明できるようにしておきたい。
- ・なお、言葉の定義については、定義欄を設けずに関係する項目でその都度説明したほうが分かりやすいと思っている。
- ・「協働」については、一般的に理解されている市民と行政が対等の立場で事業を実施するといった内容では、市民が主人公であり、行政は市民の公僕という考えに基づく自治基本条例の理念に反するものとなってしまう。そのため、「協働」を定義するならば、市民と行政が対等という概念は除いて考えるべきだろう。
- ・第4検討部会は、定義規定を設ける必要はないという提案をしている。ただし、言葉の意味を説明できるようにしておくという点については、何ら異論はないので解説などで対応していけばいいと思う。
- ・行政が市民との関係を補完する道具として、「協働」が使われないように

することが大変重要である。従って、「協働」については定義しない、定義する場合は「市民は行政に対して協働を求める権利を有する」といった方向性だけを示す程度だと思う。

- ・「協働」を考える上で、市民と行政の立場が対等ではないというのは指摘のとおりだと思うが、実際には「協働」が有効な手段として使われる場合も多々あると思っている。
- ・「協働」が手段であることは確かに否定できるものではない。第5検討部会ではこの手段として住民協議会を設けることを提案している。
- ・実際の現場では、町会活動などを通じて市民と行政が対等の立場で課題解決にあたることは少なくないし、今後もこうした「協働」の取組みは重要だと思う。
- ・確かに、実際の現場では市民と行政が対等の立場で事にあたることが多いだろう。しかし、行政が仕事を押しつけるような「協働」が発生してはいけない、ということを自治基本条例で規定することが重要なのだ。
- ・「協働」については言及すべきではないという意見と、「協働」がメインテーマの部会とでは、意見が大きく異なっている。(委員長)
- ・「協働」の発案主体が市民であれば問題ないと思うがどうか。
- ・とりあえず、「協働」については、定義規定を設けなくてもいいということにしたいと思う。また、「協働のあり方」については、「市民参加・協働」で改めて議論したい。(委員長)
- ・市民、団体、行政が協力して自治を進めていくことでは、皆さんの意見は一致しているようだ。問題は、行政が補完的に市民を利用する手段として「協働」が使われないかという点だろう。個人的には、「協働」というと押しつけのイメージがあるので、手垢のついた言葉(協働)は使わないほうがいいと思っている。むしろ、対等、連携、協力などといった押しつけのイメージが組み込まれていない言葉で「協働」の必要性やその姿を示してはどうか。(オブザーバー)

- ・ご指摘はもっともだと思う。「協働」という言葉には拘らなくてもいいと思うが、現実問題として「協働」の場をなくしては、市民参加（参画）を進めることが難しくなるため、市民と行政の連携の重要性はどこかで言及するべきだと思っている。

市民の責務

- ・「市民の責務」については、第1検討部会から設けるべきではないという意見が出されているがどうか。（委員長）
- ・第2検討部会では、「責務」ではなく「責任」としている。これは、実際に責任感をもって市政参加する人が少ないからである。
- ・そもそも自治基本条例の役割は市民に責務を課すのではなく、市政をコントロールするものである。第2の提案はそこを十分に踏まえた上で、市民の責任を謳っておいたほうがいいのかという判断なのか。
- ・「責任」という言葉があると、罰則や罰金があるように思われないか。第4検討部会では、「まちづくりに寄与します」という表現で、「市民の責任」について言及している。
- ・公共に奉仕する精神を持ってほしいので、第1検討部会でも市民の責務について言及するべきだという意見はあった。ただし、自治基本条例の理念に馴染まないのを入れていない。市民の義務については、かなり限定（納税の義務など）されているので、責任を持ってまちづくりに参加することを「責務」とするのは重たすぎるということになった。
- ・第2検討部会と第4検討部会が提案している「市民の責任」の内容を参考にしながら、市民の責務については引き続き検討することとしたい。（委員長）

市民の権利

- ・各部会とも市民の権利については設けているところが多く、情報を知る権利や市政に参加する権利については、各部会とも共通しているようだ。（委員長）

- ・「参加しないことによって差別を受けない」という権利もあるだろう。
- ・第4検討部会では、「平等」という言葉で市民間での信頼醸成を謳っている。この「平等」には、参加の有無によって差別を受けないということも含まれている。
- ・それでは、知る権利、参加する権利、参加しないことによって不利益を受けない権利については共通しているので、事務局にその点を踏まえてたたき台を作成してもらうこととする。(委員長)

市民の役割

- ・市民はまちづくりに参加する役割を持っていると思われるが、町会加入率が下降線をたどるとともに構成員の高齢化などを考えると、今後どのように機能するか不安な面が強い。
- ・昔からの住民がずっと町会の役員を独占しているようなケースでは、新規の住民が町会に参加するのは難しい。
- ・第2検討部会では、自治能力を高めることを市民の役割としており、大変よいコンセプトだと思うがどうか。(委員長)
- ・第2検討部会の提案をベースに考えていいと思う。ただし、ここでは「まちづくり」という言葉が使われているが、これまで「自治」という言葉できているので、「自治」としたほうがいいのではないか。
- ・では、市民の役割については設けることとし、自治能力について言及するようなたたき台を事務局に作成してもらうこととする。(委員長)

市民参加・協働

- ・まず、「市民参加」をどのようにするかを議論し、その後で先ほどの「協働のあり方」について議論したい。
- ・比較表では、「市民参加・協働」、「地域との連携」、「市政へのアクセス手段・市民提案制度」と分類されているが、一体として考えたほうがいい

と思う。(以上、委員長)

- ・「市民参加」については、自治基本条例で重要性を謳い、詳細は別途市民参加条例等で規定していけばいいと思う。
- ・「住民投票」についても、自治基本条例では実施することと結果の取扱いを謳い、詳細については別途条例を制定する必要があるだろう。
- ・実際は、行政からの呼びかけがないと「市民参加」の実現は難しいのではないか。
- ・第1検討部会では、行政の責務として、「市民参加」の機会を提供することを示している。
- ・第2検討部会では、「市民参加」に関して細かな規定が必要と考えているので、別途市民参加に関する条例を設けることを提案している。
- ・第3検討部会でも、市が「市民参加を保障する」ということを総論として述べ、細かな規定については個別条例を整備するとしている。
- ・なお、第2検討部会では、「協働」に参加する主体が守るべき原則を規定しているがこの意図は何か。(以上、委員長)
- ・実際には、行政に依存したり、互いの思いの違いを尊重しなかったり、といったこともあるのでこうした規定を設けた。
- ・第2検討部会から提案されている原則は、個別条例で定めてもいいのではないか。
- ・ご指摘のとおりだとは思いますが、当部会は「協働」がメインテーマであるため、詳細な点まで議論している。いずれにしても、市民参加に関する個別条例は必要だと思っている。
- ・市が「市民参加を保障する」という内容は一致しているので、たたき台に盛り込んでいきたい。また、第3検討部会の地域の問題解決についても言及するとともに、個別条例の必要性についても盛り込むこととする。
(委員長)

- ・第2 検討部会の原則については、いささか細かい気がする。
- ・個別条例の対応でいいのではないか。
- ・まずは、第2 検討部会提案の協働の原則についてもたたき台に盛り込んで、後ほど個別の条例に委ねるかどうかを議論することとしたい。
(委員長)

市政へのアクセス手段・市民提案制度

- ・地域との連携は後回しにして、「市政へのアクセス手段・市民提案制度」について議論したい。(委員長)
- ・第1 検討部会では、主人公である市民が市政に参加する手段として、請求権・政策提言権の保障、P Iの拡充、審議会等の参加について言及している。
- ・第4 検討部会では「必要な施策を講じます」とあるが、アクセス手段について包括的に規定し、個別条例などで具体的に保障していくということなのか。(委員長)
- ・ご指摘のとおりである。他の部会の提案を見ると、住民投票のような大きな影響力を持つ制度からワークショップなどテクニカルな方法まで、様々なレベルの市政への参加の手法が提案されている。第4 検討部会では、自治基本条例は包括的にこうした制度の保障を求めるものであって、個々の具体的な手段については、別個条例等で決めていくべきものとして整理している。
- ・第2 検討部会が提案している具体的なアクセス手段については、他の部会と共通する部分が多いと思う。具体的には、計画や条例の立案時における市民の意見の収集とそれに対する行政の考え方(対応)の公表、市民から提出された意見の定期的な公表、審議会等への公募委員の参加などを提案している。
- ・「市政へのアクセス手段」については、ある程度具体的な形で示したほうが実効性があるので、細かな規定は個別条例等に委ねるにしても、制度

そのものについては自治基本条例に掲載する必要があると思っている。

- ・第4 検討部会のように具体的な手段については、今後別の施策に委ねるとした場合、実効性が担保されるのか法規担当に伺いたい。(委員長)
- ・「必要な施策を講じます」という規定にした場合、実際にこの規定に則って必要と考えられる施策が行政によって定められることになると思う。(総務課)
- ・「必要な施策を講じます」では、本当に必要な施策が講じられるのかが担保されないのでは不十分だと思うがどうか。
- ・具体的な制度を逐一自治基本条例中で定める必要はないと思う。
- ・「市民提案制度」ひとつを取っても、具体化するだけで大変意義があると思う。第3 検討部会では、行政の縦割りの問題や意志決定の不透明性について時間をかけて議論した。縦割りではない制度の立案や苦情への対応を実現することは大変重要なテーマだと思っており、こうした問題に対応する具体的な制度を自治基本条例中に規定することは大変重要だと考えている。(委員長)
- ・例えば、苦情への対応については「市民相談」や「市長への手紙」などの制度がある。既にこうした制度がある中で、敢えて自治基本条例にも謳う必要性はどこにあるのか。
- ・傍聴規定は「傍聴を許可する」という形になっているなど、市民参加の自由度を制限するような決まりがあるのは確かである。しかし、これは個別に対応すべき話であって、自治基本条例で逐一個別に言及すべきではないと思うがどうか。
- ・現行の制度下では、市民からの要望に対して部門の枠を超えるような取組みがしづらい点は確かにある。こうした点を改善するためにも、具体的な制度について言及してはどうかと提案したものである。
- ・具体的な制度は、個別条例などで別途対応可能である。

- ・具体的に書き込むことによって、無関心市民の自治基本条例への関心を高めるキッカケにもなると思われるがどうか。(委員長)
- ・間接民主制の下で市長と議員に信託しているので、もう少し行政を信頼してはどうか。
- ・無関心な市民を市政に目を向かせるためにも、市政参加の具体的手段を条例中に示すことは重要だと思っている。市民参加の動機付けにも繋がってくるのではないか。(委員長)
- ・ある程度は示してもいいが、詳細すぎるのはよくないと思う。
- ・第5 検討部会から提案している素案をまとめる段階から市民の意見を聞くことについては、是非たたき台に盛り込んでほしい。
- ・素案の策定段階からのアクセスを保障することは、利害関係者が参加することによって素案が歪んだりすることなどが懸念される。
- ・第3 検討部会から提案されている苦情処理制度などは、川口市にはないのか。
- ・実際に、苦情処理については適切に行うよう市でも取り組んでおり、市民相談室や「市長への手紙(制度)」がある。しかし、苦情処理については、各担当部署が個々に対応している。(事務局)
- ・市政へのアクセス手段として、仕組みを設けることの必要性については、各部会とも共通していると思うがどうか。(委員長)
- ・今回の策定委員会が個別の市政へのアクセス手段について、どこまで制度設計に関われるかがポイントになると思う。
- ・全くその通りだと思う。しかし、あまり細かな制度設計には我々が関与するべきではないだろう。
- ・それでは、アクセス手段を担保する制度の必要性について言及するという形で、事務局にたたき台を作成してもらうこととする。(委員長)

住民投票

- ・住民投票条例の必要性はどの部会でも認識している。しかし、この制度は市政に大きな影響を与える制度であるため、その詳細設計までを編集委員会が検討しているのかと思っているがどうか。(委員長)
- ・論点としては、自治基本条例ではどこまで規定するのかということで、個人的には、個別条例の必要性や発議の主体など、基本的なことに触れる程度でよいと思っている。
- ・住民投票条例は具体的に定めておかないと、今後、本当に制度化(条例化)されるのかどうかという不安が残る。(委員長)
- ・第4検討部会では、将来、大多数の市民のためにならないことがおきた際の保険として、住民投票条例が必要ということで意見が一致した。ただし、常設型と非常設型とで意見が割れている。
- ・第2検討部会では、住民投票条例が必要であることは確認できたが、実施にあたっては、二者択一式以外の選択肢の必要性や多額の費用の問題など、検討すべき論点は非常に多いということも確認している。
- ・第5検討部会では常設型とすることを提案している。また、発議主体は、市長、議会、市民としている。なお、市民の発議要件を十分の一としているのは、なるべくハードルを上げておきたいという意図があるからだ。
- ・第3検討部会では、住民投票制度を実施するための機関に詳細は委ねることとした。
- ・事務局はどのように考えているのか。(以上、委員長)
- ・これまでに行われた各部会での議論は、住民投票条例を制定するためのものではないため、自治基本条例に住民投票制度の詳細を掲載するのは無理だと思う(十分な議論が必要であるということ)。「住民投票を実施することができる」として「結果を尊重する」という内容であれば、これまでの議論でも十分可能な範囲だと思われる。(事務局)

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民投票条例について「制定しなければならない」とした場合、どのようなことが想定されるのか。(委員長) ・「住民投票条例を制定しなければならない」旨を自治基本条例中に規定した場合、自治基本条例が公布(制定)されたとしても、住民投票条例ができていなければ、自治基本条例の施行日(効力が発生する日)をずらさなくてはならないということになる。(総務課) ・附則などで住民投票部分だけを詳細規定が決まるまで施行を伸ばすということとはできないか。 ・ご指摘のように規定すれば、住民投票以外の規定については、制定と施行を同時に行うことも可能だろう。(総務課) ・各部会とも住民投票制度を規定するということでは意見が一致しているので、たたき台を事務局に作成してもらい再度検討したい。 ・次回は7月15日18時半から職員会館にて開催する。(以上、委員長)
<p>次回日程</p>	<p>7月15日(火)18時30分～</p>